

「福祉教育活動助成」事業実施要綱

1 目的

この事業は、「地域共生社会」の実現に向け、地域に暮らす子ども達の地域及び福祉活動への理解と関心を深め、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで孤立せず、その人らしい生活を送ることができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

2 事業概要

この事業は三次市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内の学校が実施する「福祉教育（地域または地域住民に関わる学習）」に対して、助成金を交付する。

（1）対象

市内の小学校、中学校が、学校と地域の実情に応じて計画された概ね次に掲げる活動

- ①地域・社会福祉施設等との交流、体験学習
- ②学校行事での地域との交流
- ③地域社会への奉仕活動
- ④その他目的達成のために必要と本会が認める活動

（2）助成金対象経費

①福祉教育活動に必要な経費

例）講師謝礼、備品、消耗品、広報費 など

②その他

本会会長が必要と認める経費

＜対象外となる経費＞

①交付決定前に実施等したもの

②福祉教育活動以外に要する謝礼、備品購入費、広告費等

（3）助成金額

一校あたり年額 40,000 円を上限とし、本会の予算の範囲内とする。

（4）助成期間

学校に対し助成する期間は単年度とする。

（5）活動報告

当事業への理解、協力を得るため、本会は、学校が実施した福祉教育活動を地域へ広報する。その内容は学校からの報告を活用することとし、事業申請者はこれに応じること。

3 事業利用手続き等

別紙「福祉教育活動助成金交付 申請・請求・報告 手続きの流れ」を参照する。

4 本会の役割

- ・本会は、申請のあった活動を審査し、予算の範囲内において、実施に必要な経費を助成する。
- ・福祉教育活動のための講師の紹介、派遣調整を行う。
- ・地域に対して、福祉教育活動への協力、理解を広めるための広報を行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。